

『障害者及び高齢者団体等のバス借上補助事業』ご利用案内

『バス借上補助制度』とは・・・

障害者団体や高齢者団体等が実施する研修や視察、ボランティア活動などで、民間バスを借り上げた費用の一部を補助する制度です。

* 観光、遊興その他の娯楽が主たる目的となる場合や営業での申請はできません。



- 対象団体【区分１】市内の福祉施設・団体で障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）と施設職員など介助者が構成員の２／３以上の障害者団体
 【区分２】市内在住・在勤者で構成される団体で構成員の２／３以上が６５歳以上の高齢者団体
 【区分３】市内在住・在勤者で構成される団体のうち、社会福祉活動・地域活性化活動ならびに児童の健全育成などを目的とする団体
 【区分４】その他、会長が特に必要と認められる団体

対象団体	補助率	限度額	交付回数
障害者団体（区分１）	補助対象経費の１／２※	上限３０，０００円 ＊リフト付きバス利用の場合	６回
高齢者団体（区分２）		上限４０，０００円	４回
市内在住・在勤の地域団体（区分３）	補助対象経費の１／４※	上限２０，０００円 ＊リフト付きバス利用の場合	２回
その他の団体（区分４）		上限３０，０００円	１回

※１００円未満は切り捨てとなります。

・・・補助金申請から交付までの流れ・・・

１．区分の確認＆団体会員

補助制度を希望する団体は、対象団体の区分１～４のいずれかに該当するかを確認のうえ、日野市社会福祉協議会団体会員へ入会をお願いします。

－必要条件－

団体会員（２口）１０，０００円



２．申請手続き

下記をご用意のうえ、総務係へ提出

☆申請期間 利用日の３ヵ月前～２週間前

－必要書類－

①補助金交付申請書（第１号様式）

②参加者名簿（第２号様式）

③バス借上料見積書



４．事業の実施（バス利用）

研修やボランティア活動へ気をつけてお出かけください。バス借上料金は、各自バス会社等にお支払いください。お支払い後「領収書」を必ず保管してください。

３．交付決定

申請書類の受理後、書類審査のうえ交付額の決定が通知されますので、内容をご確認ください。

☆決定通知までの目安 申請後１週間

－関係書類－

①補助金交付決定通知書（第３号様式）

５．補助金の交付請求

事業実施後１ヵ月以内に、下記書類を準備のうえ日野市社会福祉協議会までご提出ください。

－必要書類－

①補助金交付請求書（第６号様式）

②バス借上料領収書

６．補助金の交付

左記、補助金交付請求書等の受理された後、内容の審査・確認が行われ、団体が指定する口座に補助金が交付されます。

☆補助金交付までの目安 １週間程度



* 交付決定後、補助金額に変更が生じる（生じた）場合は、『補助金交付変更承認申請書（第４号様式）』が必要になります。